

証券コード 9761
2021年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区天神橋2丁目北2番6号
東海リース株式会社
代表取締役社長 塚本博亮

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪府枚方市池之宮4丁目9-1
当社枚方配送センター事務所棟7階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

2頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

（お願い）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の株主であることを要します。また代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

（お知らせ）

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<http://www.tokai-lease.co.jp/>）において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

（新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い）

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎感染予防および拡散防止のため、株主総会へのご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をしていただくことをご検討くださいますようお願いいたします。

◎株主総会に出席される株主様は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願いいたします。

◎株主総会の運営にあたり以下の対応を予定しております。

- ・会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・当社役員および係員はマスクを着用させていただきます。
- ・会場での飲料水のご提供は取り止めさせていただきます。
- ・会場の座席は、間隔を空けるために、例年より座席を少なく配置いたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

- (1) パソコンをご利用の方
下記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

- (2) スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、今後の収益予想および経営基盤等を勘案しながら安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額103,381,410円
- (3) 期末配当の効力発生日（期末配当金の支払開始日）
2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第8条を新設するものであります。
- (3) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および当社と業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、変更案第29条を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとしたします。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 仮設建物の賃貸業</u></p> <p><u>2. 仮設建物の製作並びに販売</u></p> <p><u>3. 仮設建物の建築業</u></p> <p><u>4. 仮設建物の設計、監理</u></p> <p><u>5. 什器備品の賃貸業並びに販売</u></p> <p><u>6. 建築機械工具の賃貸業</u></p> <p><u>7. 精密機械器具の賃貸業</u></p> <p><u>8. 仮設建物、什器備品、建築機械工具並びに精密機械器具の輸出入</u></p> <p><u>9. 建築用石材並びに非金属鉱産物の輸出入および販売</u></p> <p><u>10. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の請負および設計、施工</u></p> <p><u>11. ~12. (条文省略)</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 仮設建物の賃貸業</u></p> <p><u>(2) 仮設建物の製作ならびに販売</u></p> <p><u>(3) 仮設建物の建築業</u></p> <p><u>(4) 仮設建物の設計、監理</u></p> <p><u>(5) 什器備品の賃貸業ならびに販売</u></p> <p><u>(6) 建築機械工具の賃貸業</u></p> <p><u>(7) 精密機械器具の賃貸業</u></p> <p><u>(8) 仮設建物、什器備品、建築機械工具ならびに精密機械器具の輸出入</u></p> <p><u>(9) 建築用石材ならびに非金属鉱産物の輸出入および販売</u></p> <p><u>(10) 建築工事、土木工事の請負および設計、施工</u></p> <p><u>(11) ~ (12) (現行どおり)</u></p>

現行定款	変更案
<p>第3条 (条文省略) (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略) (新設)</p> <p>第8条～第9条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に<u>臨時これを招集する。</u> (新設)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり) (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関をおく。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり) (<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第10条 (現行どおり) (削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u> (<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> (新設)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略) (参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおき、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第28条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。 (監査役会の招集) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。 (監査役の報酬および退職慰労金) 第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第34条 (条文省略) (剰余金の配当)</p> <p>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第36条 (条文省略) (配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第33条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第35条 (現行どおり) (配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(再任) つかもと ひろあき 塚本博亮 (1959年4月14日) ・在任年数22年 ・取締役会への出席状況 18回/18回(100%)	1994年4月 当社入社 1999年4月 営業開発企画部長兼中国室長 1999年6月 当社取締役 2003年4月 総務部長 2007年6月 当社常務取締役総務部長兼中国市場総括担当 2008年4月 当社常務取締役総務部長兼社長室長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2014年6月 当社代表取締役社長(現任) [取締役候補者とした理由] 塚本博亮氏は、企画部門、海外部門、総務部門を歴任し、当事業全般に精通しております。また2014年6月から代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	232,745株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>[再任]</p> <p>まえだ たけし 眞榮田 武 (1956年8月23日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数12年 ・取締役会への出席状況18回/18回 (100%) 	<p>2000年10月 当社入社</p> <p>2006年4月 関東総合工場長</p> <p>2009年4月 倉庫配送総括部長</p> <p>2009年6月 当社取締役</p> <p>2013年6月 倉庫配送部長</p> <p>2013年11月 東海ハウス株式会社取締役副社長</p> <p>2014年6月 東海ハウス株式会社代表取締役社長</p> <p>2019年5月 生産配送本部長 東海ハウス株式会社取締役 (現任)</p> <p>2019年6月 常務取締役生産配送本部長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 眞榮田武氏は、当社子会社である東海ハウス株式会社の代表取締役社長として当社製品の品質向上に貢献してきた実績と経験を有しております。また当社生産配送本部長として各生産配送部長を指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	5,725株
3	<p>[再任]</p> <p>やすだ きんしろう 安田 金四郎 (1959年8月14日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数6年 ・取締役会への出席状況18回/18回 (100%) 	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>1995年10月 千葉支店長</p> <p>2015年4月 第四営業販売部長</p> <p>2015年6月 当社取締役</p> <p>2019年5月 営業販売本部長</p> <p>2019年6月 常務取締役営業販売本部長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 安田金四郎氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有しております。また営業販売本部長として各営業販売部長を指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	4,070株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	(再任) うけ ば じゅん じ 笠 場 順 司 (1973年2月2日) ・在任年数6年 ・取締役会への出席状況 18回/18回 (100%)	1996年4月 当社入社 2009年4月 枚方配送センター工場長 2014年4月 業務管理部長 2015年6月 当社取締役 (現任) 2017年4月 第一生産配送部長 (現任) [取締役候補者とした理由] 笠場順司氏は、生産配送本部における業務運行システムの構築と整備を担当してきた実績と経験を有しております。また重要エリアである関東地区などを管理掌握する第一生産配送部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	1,959株
5	(再任) おお にし ひろ ふみ 大 西 泰 史 (1965年12月18日) ・在任年数6年 ・取締役会への出席状況 18回/18回 (100%)	1988年4月 当社入社 2003年4月 総務部次長 2013年4月 総務部長 (現任) 2015年6月 当社取締役 (現任) [取締役候補者とした理由] 大西泰史氏は、入社以来本社において幅広い経験を積み、コンプライアンス体制の構築および整備にあたってきた実績と経験を有しております。また総務部長として人事・総務部門および経理会計部門を指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	4,692株
6	(再任) さか い たけ ひろ 酒 井 岳 宏 (1965年1月14日) ・在任年数2年 ・取締役会への出席状況 18回/18回 (100%)	1987年10月 当社入社 2010年4月 第五営業販売部長 2011年4月 第一営業販売部長 2013年4月 第三営業販売部長 2015年4月 第五営業販売部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) [取締役候補者とした理由] 酒井岳宏氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有し、また各エリアの営業販売部長を歴任しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	1,927株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	(再任) にし え けい じ 西 江 計 二 (1961年6月16日)	1985年4月 当社入社 1997年6月 高松支店長 2006年4月 東京第二支店長 2012年1月 第二営業販売部長 2013年4月 第一営業販売部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	1,327株
	・在任年数2年 ・取締役会への出席状況 18回/18回 (100%)	[取締役候補者とした理由] 西江計二氏は、営業販売本部において幅広い知識と経験を有し、また重要エリアである東京地区の第一営業販売部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
8	(再任) ふく もと あつ し 福 本 篤 士 (1970年5月13日)	1994年4月 当社入社 2012年4月 業務管理部次長 2017年4月 業務管理部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	1,127株
	・在任年数2年 ・取締役会への出席状況 18回/18回 (100%)	[取締役候補者とした理由] 福本篤士氏は、生産配送本部におけるリース用部材の調達と新リース商品の企画を担当してきた実績と経験を有し、また生産配送本部業務管理部長として指揮しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こう たけ ゆう じ 神 武 勇 二 (1952年7月10日) ・在任年数1年 ・取締役会への出席状況 13回/13回 (100%) ・監査役会への出席状況 10回/10回 (100%)	1977年1月 当社入社 1997年6月 当社取締役 2001年6月 同 退任 2006年4月 第一営業販売部長 2008年4月 第四営業販売部長 2009年4月 第六営業販売部長 2017年7月 退職 2020年6月 当社常勤監査役(現任) [監査等委員である取締役候補者とした理由] 神武勇二氏は、当社の営業販売本部での豊富な経験と知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	1,000株
2	(社外取締役候補者) まつ い たくみ 松 井 巧 (1951年4月27日) ・在任年数6年 ・取締役会への出席状況 18回/18回 (100%)	2009年7月 芦屋税務署長 2011年7月 大阪国税局調査第一部調査開発課開発課長 2012年7月 同 定年退職 2012年9月 税理士事務所開設 2015年6月 当社取締役(現任) [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 松井巧氏は、税理士資格を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが税理士として培われた豊富な知識・経験等に基づいて、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>[社外取締役候補者]</p> <p>にし の ただし 西野 但 (1948年3月18日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数13年 ・取締役会への出席状況 18回/18回 (100%) ・監査役会への出席状況 13回/13回 (100%) 	<p>2005年7月 尼崎税務署長 2006年7月 同 退官 2006年8月 税理士事務所開設 2008年7月 当社常勤監査役 2016年6月 当社監査役(現任)</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 西野但氏は、税理士資格を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが税理士として培われた豊富な知識・経験等に基づいて、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 松井 巧氏および西野 但氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、松井 巧氏および西野 但氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 神武勇二氏は現在当社の常勤監査役であり、常勤監査役としての在任年数は本株主総会終結の時をもって1年となります。
 5. 松井 巧氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は本株主総会終結の時をもって6年となります。
 6. 西野 但氏は現在当社の監査役であり、監査役としての在任年数は本株主総会終結の時をもって13年となります。
 7. 第2号議案「定款一部変更の件」ならびに神武勇二氏、松井 巧氏および西野 但氏の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1992年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬、業績連動報酬および株式報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（内、社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであり、本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2019年6月27日開催の第51回定時株主総会において、上記とは別枠にて当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して支給される報酬総額を年額300百万円以内とご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。（以下「対象取締役」という。））に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、従来どおり年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は8名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年17,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定めるいずれの地位をも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当であると判断しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気後退から一時持ち直しの兆しが見られたものの、感染再拡大により雇用環境は悪化し、また個人消費の低迷も継続し、先行きが極めて不透明な状況となっています。

仮設建物リース業界におきましては、民間需要において設備投資に対する慎重姿勢が見られるなど、予断を許さない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは一層のお得意先様満足を獲得すべく安全衛生管理の徹底を図り、また新型コロナウイルスの感染拡大の防止に注力しつつ、感染症による工事進捗への影響を受けることなく活動しております。

以上の結果、売上高は前連結会計年度からの官公庁需要の受注繰越分も寄与し15,096百万円（前年同期比4.5%増）となりました。損益面につきましては、大型案件の原価圧縮や現在推進している基礎工事およびエアコン工事のリース商品化などに伴う原価低減により、営業利益は582百万円（前年同期比67.4%増）、経常利益は622百万円（前年同期比63.9%増）、特別損失に固定資産除却損および投資有価証券評価損など63百万円、そして法人税等209百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は345百万円（前年同期比29.4%増）となりました。

なお、部門別の収益の内訳は以下のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前年同期比
仮 設 建 物 部 門	8,820 ^{百万円}	58.4%	106.3%
什 器 備 品 部 門	3,022	20.0	96.8
ユ ニ ッ ト ハ ウ ス 部 門	3,252	21.6	107.8
計	15,096	100.0	104.5

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や米中の貿易摩擦による影響により、わが国の景気の下振れリスクが懸念されます。このような状況のなか、当社グループといたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に注力しつつも安定した仮設建物の供給に努め、更なる仮設建物の質の向上、コスト抑制を図ることにより業績の維持、向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は1,897百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、当該設備投資に係る資金は自己資金によっております。

リース用資産（日本国内）	1,779百万円
//（中国）	1百万円

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第50期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第51期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第52期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第53期(当期) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売 上 高(千円)	14,958,903	14,673,053	14,439,831	15,096,022
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	283,397	165,773	266,744	345,083
1株当たり当期純利益	81円51銭	47円69銭	77円43銭	100円20銭
総 資 産(千円)	33,820,203	34,605,000	36,863,759	36,588,973
純 資 産(千円)	15,704,055	15,391,762	15,285,768	15,423,751
1株当たり純資産額	4,373円44銭	4,287円21銭	4,320円44銭	4,409円69銭

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第50期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第50期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第51期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第52期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第53期 (当期) (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	売 上 高 (千円)		14,709,261	14,515,889	14,310,251
当 期 純 利 益 (千円)		228,465	114,494	160,789	312,594
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		65円71銭	32円94銭	46円67銭	90円77銭
総 資 産 (千円)		31,447,269	32,234,689	34,380,942	34,427,664
純 資 産 (千円)		14,080,736	13,868,086	13,815,101	13,966,218
1 株 当 た り 純 資 産 額		4,050円38銭	3,989円62銭	4,016円42銭	4,052円82銭

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第50期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当企業集団は、仮設建物のリース業を主要業務とし、仮設建物の製造から建築施工、運送、解体、格納、補修に至る一貫の業務を直営しております。また、これに附帯する業務として什器備品等のリース業と仮設建物の販売ならびに建築を行っております。

(6) 主要拠点等（2021年3月31日現在）

当 社 本 社 大阪府大阪市

国内販売拠点

仙 台 支 店	千 葉 支 店	東 京 支 店	東 京 第 二 支 店
横 浜 支 店	名 古 屋 支 店	大 阪 支 店	神 戸 支 店
岡 山 支 店	広 島 支 店	高 松 支 店	福 岡 支 店
盛 岡 営 業 所	福 島 営 業 所	水 戸 営 業 所	静 岡 営 業 所
富 山 営 業 所	金 沢 営 業 所	京 滋 営 業 所	姫 路 営 業 所
和 歌 山 営 業 所	山 口 営 業 所	徳 島 営 業 所	松 山 営 業 所
高 知 営 業 所	大 分 営 業 所		

国内生産拠点

枚方配送センター 柏原配送センター 関東総合工場
横浜配送センター 名古屋配送センター 北陸配送センター
兵庫配送センター 岡山配送センター 広島配送センター
福岡配送センター 仙台配送センター 高松配送センター
松山配送センター 日本キャビネット(株) (大阪府枚方市)
東海ハウス(株) (香川県綾歌郡綾川町)

海外生産・販売拠点

榕東活動房股份有限公司 (福州市) 廊坊榕東活動房有限公司 (廊坊市)

(注) 海外拠点はいずれも中華人民共和国所在であります。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 563名 (前連結会計年度末比3名増)

② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
406名	14名増	41.9才	14.2年

(8) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本キャビネット株式会社	20,000千円	100.0%	什器備品リース・販売業
東海ハウス株式会社	40,000千円	92.7	仮設建物製造業
榕東活動房股份有限公司	109,523千円	89.1	仮設建物製造・販売・リース業
廊坊榕東活動房有限公司	35,000千円	100.0 (75.0)	仮設建物製造・販売・リース業

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の4社であり、連結決算による売上高は15,096百万円（前年同期比4.5%増）、経常利益は622百万円（前年同期比63.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は345百万円（前年同期比29.4%増）となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において、特定完全子会社はありません。

(9) 主要な借入先および借入額（2021年3月31日現在）

(単位：千円)

借 入 先	借 入 残 高
シンジケートローン	5,337,500
株式会社三菱UFJ銀行	3,187,529
三井住友信託銀行株式会社	583,800
株式会社関西みらい銀行	333,600
日本生命保険相互会社	650,000
明治安田生命保険相互会社	56,580

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする複数の金融機関による協調融資です。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,494,322株 (うち自己株式48,275株)
- (3) 当期末株主数 4,848名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
塚 本 博 亮	232,745 ^株	6.75 [%]
株 式 会 社 オ ー ガ ス ト ・ エ イ ト	211,400	6.13
塚 本 四 女 子	126,503	3.67
塚 本 幸 司	97,273	2.82
渡 邊 俊 雄	93,200	2.70
デ イ エ フ エ イ イン タ ー ナ シ ョ ナ ル ス モ ー ル キ ャ ッ プ バ リ ュ ー ポ ー ト フ ォ リ オ	61,799	1.79
東 海 リ ー ス 従 業 員 持 株 会	46,477	1.35
小 野 好 昭	39,700	1.15
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	38,100	1.11
塚 本 貴 文	36,600	1.06

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	6,600 ^株	8 ^名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 博 亮	
常 務 取 締 役	眞 榮 田 武	生産配送本部長 東海ハウス株式会社 取締役
常 務 取 締 役	安 田 金 四 郎	営業販売本部長
取 締 役	笠 場 順 司	第一生産配送部長
取 締 役	大 西 泰 史	総務部長
取 締 役	松 井 巧	
取 締 役	酒 井 岳 宏	第五営業販売部長
取 締 役	西 江 計 二	第一営業販売部長
取 締 役	福 本 篤 士	生産配送本部 業務管理部長
常 勤 監 査 役	神 武 勇 二	
監 査 役	櫻 井 信 之	
監 査 役	西 野 但	

(注) 1. 当該事業年度中の監査役の異動

- ① 第52回定時株主総会（2020年6月26日）において選任
常勤監査役 神 武 勇 二
 - ② 第52回定時株主総会（2020年6月26日）において退任
常勤監査役 田 代 勝
常勤監査役 藤 原 昇
2. 取締役 松井 巧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役 櫻井信之氏および西野 但氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 取締役 松井 巧氏および監査役 西野 但氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 常勤監査役 神武勇二氏は、40年間当社の営業部門に携わり、相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役 櫻井信之氏および西野 但氏は税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において取締役の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

取締役の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬で構成されています。

ア. 固定報酬

月例の固定報酬として、取締役の職務価値、従業員とのバランス、世間水準、業績等を勘案して決定します。

イ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、会社の業績（売上高、営業利益、当期純利益等）、取締役の業績、従業員とのバランス等を勘案し、原則として毎年7月および12月賞与として支給します。

ウ. 非金銭報酬

非金銭報酬は、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、長期安定的な株式保有の促進と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給します。対象取締役は、当報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。

取締役ごとの譲渡制限付株式の付与のための報酬は、固定報酬月額に役位係数を乗じて算出されます。

エ. 支給割合

支給割合は、おおむね以下のとおりとしています。

固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝12：4：1～1.5

上記の方針に基づいて、代表取締役社長が個人ごとの報酬等について立案し、取締役会にて決定しております。

なお、取締役会においては、社外取締役1名の独立した客観的な立場での意見も取り入れつつ、また、業績連動報酬については招集ご通知48頁記載の会社の業績を考慮したうえで決定しているため、取締役会は決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、1992年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

上記報酬等のほか、取締役（社外取締役を除く）に対しては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2019年6月27日開催の第51回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額30百万円以内、当社の普通株式17,000株以内と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査役の報酬等限度額は、2016年6月29日開催の第48回定時株主総会において、年額50百万円以内と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	122,254	87,300	25,940	9,014	8
監査役（社外監査役を除く）	11,200	9,690	1,510	—	3
社外取締役	3,380	2,760	620	—	1
社外監査役	6,760	5,520	1,240	—	2
計	143,594	105,270	29,310	9,014	14

(注) 1. 固定報酬には、次の額が含まれております。

・複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
取締役（社外取締役を除く） 7,020千円

2. 業績連動報酬等には、役員賞与引当金繰入額16,200千円が含まれております。

3. 上記のほか使用人兼務役員の使用人給与（賞与含む）相当額49,947千円を支給しております。

4. 上記のほか、2019年6月27日開催の第51回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した常勤監査役2名に対して10百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼務の状況
該当事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	松 井 巧	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、議案審議等につき、経営陣から独立した客観的な立場で必要な発言を行っております。
社外監査役	櫻 井 信 之	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	西 野 但	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32,400千円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 32,400千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意を得られたためであります。
2. 当社の会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議の上、株主総会に上程いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は企業理念である「社会と、我が社の企業と、我が社の従業員とその家族が、永遠の平和と幸福をかちとる企業活動たること」の精神を取締役以下グループ全使用人に継続的に伝達し、コンプライアンスの徹底に努める。

取締役はこれを率先垂範して実践し、従業員への啓蒙・指導に努める。

代表取締役社長はコンプライアンス全体に関する総括責任者として総務部長と連携し、コンプライアンス体制の構築および整備にあたる。

また、公認会計士や、弁護士等、外部識者との意見交換を密にし、コンプライアンス機能の充実に努める。

監査役はコンプライアンス体制の運行定着状況や、法令ならびに定款上の問題の有無を監視し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、既存の「文書規程」、「稟議規程」に従い、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存するものとする。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について諸規定に準拠して実施されているかを監査し、必要に応じ、取締役会に報告する。

「文書規程」、「稟議規程」は適時見直しを行い、改善を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、次の①から④のリスクを認識し、その把握と管理、および個々のリスクについての損害を最小限に食いとめるための体制を整備する。

- ① 地震、火災、事故等の災害により事業活動に重大な損失を被るリスク
- ② 役員および使用人の不適正な業務執行により、販売・生産活動に重大な支障を被るリスク
- ③ 基幹電算システムの不具合により重大な被害を被るリスク
- ④ その他、取締役会がきわめて重大と判断するリスク

上記リスクに対する各部門ごとのリスク管理体制を全社一元的に「リスク管理規程」として制定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行は、「職務分掌規程」に定める。

代表取締役社長は、中期事業計画および年次事業計画に基づいた各部門の目標に対し、職務分掌規程に準拠し、かつ効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、取締役会においてその達成状況を定期的に報告し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

「職務分掌規程」は随時見直しを行い、改善を図る。

(5) 株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、東海リースグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保する。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、企業理念にそったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。

関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。

また、監査役が東海リースグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人およびグループ会社との緊密な連携体制を構築する。

監査役は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

各部門は、当該使用人に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

(7) 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長および取締役は、取締役会および各種の重要な会議において、随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- ② 取締役および使用人、ならびに子会社取締役、監査役および使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
- 1) 当社および当社グループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - 2) 当社および当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - 3) 社内外の環境、安全、衛生に関し重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - 4) 社内の諸規程に対する重大な違反
 - 5) その他1)～4)に準じる事項
- ③ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、出席取締役より業務の執行状況の報告を受けるほか、稟議書等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役および使用人に説明を求めることができる。
- また、「監査役監査規程」ならびに「監査役監査実施細則」に従い、監査の独立性と権限を保ちつつ、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を行い、必要あるときは、自らの判断で、弁護士等の外部アドバイザーを活用し、監査成果の達成を図る。
- 「監査役監査規程」ならびに「監査役監査実施細則」は、適時見直しを行い、改善を図る。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。

(9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役 of 職務執行上必要と認められる費用について、会社が負担するものとし、前払等の請求があるときは速やかにこれに応じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、有事の際には法的対応を含め、適切かつ組織的に毅然とした態度で対応するために、以下のとおり体制を整備する。

- 1) 反社会的勢力対応部門責任者の設置
- 2) 警察など外部の専門機関との連携強化
- 3) 反社会的勢力に関する情報の収集と社内での対応方法の周知徹底

なお、今後、対応マニュアルの整備や社内研修などさらに体制の強化を図る。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務執行について

当社は、取締役会および経営会議にて職務執行に関する報告を行うことにより情報を共有するとともに、必要に応じて公認会計士や弁護士等の外部識者と意見交換を行い、コンプライアンス機能の充実を図りました。

(2) コンプライアンスについて

当社は、企業理念をもとに取締役や経営幹部が日々の管理掌握活動を通じてコンプライアンスについて指導し、年間を通じて点検や啓発を行いました。

また、内部通報規程を制定し、通報者が不利な取扱いを受けることなく直接通報できる体制を構築しております。

(3) 企業集団の経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から重要な業務執行について付議および報告を受けました。

また、関係会社業務担当取締役は、取締役会において経営状況を報告しました。

(4) 監査役の職務執行について

監査役は、「監査役監査規程」並びに「監査役監査実施細則」にのっとり、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、関係会社の往査を通じて社長や監査役との意見交換や帳票類の閲覧を行い、関係会社のガバナンス状況を確認しました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,321,382	流動負債	14,186,447
現金及び預金	2,717,346	支払手形及び買掛金	1,665,901
受取手形及び売掛金	13,029,834	電子記録債務	1,287,615
電子記録債権	499,708	短期借入金	4,678,874
商品及び製品	245,754	リース債務	104,164
仕掛品	157,301	未払法人税等	137,833
原材料及び貯蔵品	262,864	前受リース収益	4,792,579
その他	464,708	賞与引当金	270,021
貸倒引当金	△56,137	役員賞与引当金	23,200
		設備関係支払手形	36
固定資産	19,267,590	その他	1,226,220
有形固定資産	18,312,378	固定負債	6,978,774
リース用資産	10,114,206	長期借入金	6,540,835
建物及び構築物	2,086,739	リース債務	239,045
機械装置及び運搬具	356,192	繰延税金負債	95,891
土地	5,372,237	役員退職慰労引当金	40,900
リース資産	343,210	その他	62,101
建設仮勘定	4,619		
その他	35,171	負債合計	21,165,221
無形固定資産	189,896	(純資産の部)	
投資その他の資産	765,315	株主資本	15,010,224
投資有価証券	168,966	資本金	8,032,668
退職給付に係る資産	401,349	資本剰余金	5,732,361
繰延税金資産	30,468	利益剰余金	1,329,109
その他	164,531	自己株式	△83,915
		その他の包括利益累計額	185,759
資産合計	36,588,973	その他有価証券評価差額金	55,083
		為替換算調整勘定	72,693
		退職給付に係る調整累計額	57,982
		非支配株主持分	227,767
		純資産合計	15,423,751
		負債・純資産合計	36,588,973

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額
高 価 益	15,096,022
上 原 利	12,303,351
上 総 利	2,792,671
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,209,868
営 業 業 外 収 益	582,803
営 業 受 取 利 息	53,100
受 取 配 当 金	5,193
受 取 賃 貸 料	6,086
受 取 保 険 金	2,000
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	11,009
そ の 他	50,545
営 業 外 費 用	46,133
支 払 利 息	38,569
支 払 手 数 料	1,402
為 替 差 損	1,971
そ の 他	88,076
経 常 利 益	622,663
特 別 利 益	408
特 別 損 失	18,383
固 定 資 産 売 却 損	34,911
固 定 資 産 除 却 損	9,904
投 資 有 価 証 券 評 価 損	63,200
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	559,871
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	189,889
法 人 税 等 調 整 額	209,091
当 期 純 利 益	350,779
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,696
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	345,083

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,032,668	5,667,537	1,190,470	△95,106	14,795,569
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△206,444		△206,444
親会社株主に帰属する当期純利益			345,083		345,083
自己株式の取得				△285	△285
自己株式の処分		△2,435		11,477	9,042
連結子会社株式の取得による持分の増減		67,259			67,259
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		64,823	138,639	11,191	214,654
当 期 末 残 高	8,032,668	5,732,361	1,329,109	△83,915	15,010,224

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	18,121	43,882	3,259	65,263	424,935	15,285,768
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△206,444
親会社株主に帰属する当期純利益						345,083
自己株式の取得						△285
自己株式の処分						9,042
連結子会社株式の取得による持分の増減						67,259
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36,961	28,811	54,723	120,495	△197,168	△76,672
当 期 変 動 額 合 計	36,961	28,811	54,723	120,495	△197,168	137,982
当 期 末 残 高	55,083	72,693	57,982	185,759	227,767	15,423,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社 日本キャビネット株式会社
東海ハウス株式会社
榕東活動房股份有限公司（中華人民共和国福州市）
廊坊榕東活動房有限公司（中華人民共和国廊坊市）

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、榕東活動房股份有限公司および廊坊榕東活動房有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産…原材料のうち主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他のたな卸資産は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物およびユニットハウスの耐用年数については7～20年を、その他のリース用資産の耐用年数については5～7年を用いております。

社 用 資 産

建 物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5～65年であります。

建物以外の社用資産…国内の連結会社については定率法によっており、在外連結子会社については定額法によっております。なお、主な耐用年数は3～14年であります。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主に貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

リース売上高の計上基準

リース物件の工事完成日にリース契約期間中のリース料、付帯工事代および運賃等の全額を売上高および売掛金に計上しております。

なお、リース期間未経過分のリース料、付帯工事代（解体工事代）および運賃（引取運賃）は期末において、売上高から控除するとともに前受リース収益として計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産・負債・収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

なお、金利スワップについては特例処理を採用しており、有効性の評価は省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）に基づく定率法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 30,468千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産の金額および当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建	物	1,038,414千円
土	地	3,924,309千円
計		4,962,723千円

(担保されている債務)

長	期	借	入	金	1,484,998千円
短	期	借	入	金	2,615,002千円
計					4,100,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,301,413千円

3. 圧縮記帳額

補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価格から直接減額された圧縮記帳額は次のとおりであります。

土地 10,000千円

Ⅴ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 3,494,322株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	171,982	50	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	34,461	10	2020年9月30日	2020年12月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	103,381千円
② 1株当たり配当額	30円
③ 基準日	2021年3月31日
④ 効力発生日	2021年6月30日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にリース用資産の取得を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、重要なヘッジ会計の方法については、前述の「Ⅰ-4. 会計方針に関する事項」の「(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ② 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業販売部「業務取扱細則規程」に従い、営業債権について、営業販売本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の業務取扱規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および一部の連結子会社は、借入金に係る仕入金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、金利スワップ取引以外の取引は利用しておりません。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,717,346	2,717,346	—
(2) 受取手形及び売掛金等			
① 受取手形及び売掛金	13,029,834		
② 電子記録債権	499,708		
③ 貸倒引当金（注1）	△56,109		
受取手形及び売掛金等（純額）	13,473,433	13,473,365	△67
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	168,966	168,966	—
資産計	16,359,747	16,359,679	△67
(1) 支払手形及び買掛金等			
① 支払手形及び買掛金	1,665,901		
② 電子記録債務	1,287,615		
支払手形及び買掛金等	2,953,516	2,953,516	—
(2) 短期借入金	4,678,874	4,678,874	—
(3) 長期借入金	6,540,835	6,563,907	23,072
(4) リース債務	343,210	335,746	△7,463
負債計	14,516,436	14,532,044	15,608

(注1) 受取手形、売掛金および電子記録債権に係る貸倒引当金であります。

(注2) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を期日までの期間を考慮した安全性の高い利率により割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金等および (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金および (4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 (3) 参照）。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	4,409円69銭
1 株当たり当期純利益	100円20銭

IX. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,340,159	流動負債	14,082,247
現金及び預金	888,933	電子記録債権	1,503,264
受取手形	227,946	買掛金	1,299,523
電子記録債権	499,708	短期借入金	1,450,000
売掛金	12,746,987	1年内返済予定の長期借入金	3,054,682
原材料及び貯蔵品	122,958	リース債務	95,063
未成工事支出金	62,329	未払金	208,763
未収金	58,975	未払費用	84,939
前払費用	81,661	未払法人税等	136,275
前払リース料	590,979	未払消費税等	158,082
その他の	66,878	前受り金	1,738
貸倒引当金	△7,200	前受りー収益	539,672
固定資産	19,087,504	賞与引当金	4,792,579
有形固定資産	16,098,121	役員賞与引当金	219,600
リース用資産	9,999,405	営業外電子記録債権	16,200
建築物	1,304,824	その他の	383,476
構築物	162,579	固定負債	138,386
機械装置	128,179	長期借入金	6,379,198
車両運搬具	30	リース債務	6,094,327
工具器具備品	22,604	その他の	214,691
土地	4,170,742	負債合計	70,179
リース資産	309,755		20,461,445
無形固定資産	31,976	(純資産の部)	
電話加入権	30,650	株主資本	13,911,567
ソフトウェア	815	資本金	8,032,668
その他の	510	資本剰余金	5,635,059
投資その他の資産	2,957,406	資本準備金	2,828,787
投資有価証券	165,087	その他資本剰余金	2,806,272
関係会社株式	2,241,677	利益剰余金	327,753
出資金	500	その他利益剰余金	327,753
関係会社出資金	114,340	繰越利益剰余金	327,753
差入保証金	143,656	自己株式	△83,915
前払年金費用	292,144	評価・換算差額等	54,651
		その他有価証券評価差額金	54,651
資産合計	34,427,664	純資産合計	13,966,218
		負債・純資産合計	34,427,664

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
リ ー ス 売 上 高	13,923,999	
販 売 収 益	1,119,936	15,043,936
売 上 原 価		
リ ー ス 売 上 原 価	11,606,506	
販 売 原 価	950,153	12,556,659
売 上 総 利 益		2,487,276
販売費及び一般管理費		1,994,202
営 業 利 益		493,073
営業外収益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	63,894	
受 取 賃 貸 料	27,140	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	10,756	
保 険 金 収 入	2,000	
そ の 他	17,811	121,605
営業外費用		
支 払 利 息	44,206	
賃 貸 収 入 原 価	18,440	
支 払 手 数 料	38,569	
そ の 他	259	101,476
経 常 利 益		513,202
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	17,702	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,904	27,607
税 引 前 当 期 純 利 益		485,594
法人税、住民税及び事業税	152,000	
法人税等調整額	21,000	173,000
当 期 純 利 益		312,594

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	8,032,668	2,828,787	2,808,707	5,637,495
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△2,435	△2,435
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計			△2,435	△2,435
当 期 末 残 高	8,032,668	2,828,787	2,806,272	5,635,059

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	221,603	221,603	△95,106	13,796,660
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△206,444	△206,444		△206,444
当 期 純 利 益	312,594	312,594		312,594
自 己 株 式 の 取 得			△285	△285
自 己 株 式 の 処 分			11,477	9,042
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	106,150	106,150	11,191	114,906
当 期 末 残 高	327,753	327,753	△83,915	13,911,567

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	18,441	18,441	13,815,101
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△206,444
当 期 純 利 益			312,594
自 己 株 式 の 取 得			△285
自 己 株 式 の 処 分			9,042
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	36,210	36,210	36,210
当 期 変 動 額 合 計	36,210	36,210	151,116
当 期 末 残 高	54,651	54,651	13,966,218

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式……移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 原材料及び貯蔵品

主要資材であるベニヤ板は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他の原材料及び貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外の有形固定資産

リース用資産…事業の用に供している自己所有の賃貸用資産であり、定額法によっております。なお、仮設建物およびユニットハウスの耐用年数については7～16年を、その他のリース用資産の耐用年数については5～7年を用いております。

社 用 資 産
建

物…定額法によっております。なお、主な耐用年数は5～65年であります。

建物以外の社用資産…定率法によっております。なお、主な耐用年数は3～14年であります。

(2) リース資産

所有権移転ファイナンス・リ…自己所有のリース用資産に適用する減価償却方法と同一リース取引に係るリース資産の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法リース取引に係るリース資産によっております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）に基づく定率法により、それぞれ発生の日から費用処理することとしております。

4. リース売上高の計上基準

リース物件の工事完成日にリース契約期間中のリース料、付帯工事代および運賃等の全額をリース売上高および売掛金に計上しております。

なお、リース期間未経過分のリース料、付帯工事代（解体工事代）および運賃（引取運賃）は期末において、リース売上高から控除するとともに前受リース収益として計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

なお、金利スワップについては特例処理を採用しており、有効性の評価は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債 9,613千円

繰延税金負債の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産の金額および当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建	物	1,014,299千円
土	地	3,782,087千円
	計	4,796,386千円

(担保されている債務)

長期借入金	1,484,998千円
1年内返済予定の長期借入金	2,615,002千円
計	4,100,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,586,920千円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	58,975千円
短期金銭債務	805,136千円

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 1,275,401千円

営業取引以外の取引高 1,658,562千円

(うち、リース用資産の購入によるもの 1,563,862千円)

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 48,275株

前事業年度末より6,388株減少しております。理由の主なものは、2020年7月9日付取締役会決議に基づき譲渡制限付株式報酬として処分した株式の減少6,600株であります。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

土地減損損失	57,651千円
賞与引当金	67,153千円
役員退職慰労引当金	16,085千円
未払事業税	15,901千円
その他	25,009千円
繰延税金資産小計	181,801千円
評価性引当額	△78,463千円
繰延税金資産合計	103,337千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	89,337千円
その他有価証券評価差額金	23,613千円
繰延税金負債合計	112,951千円
繰延税金負債純額	9,613千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本キャビネット(株)	直接 100.0%	什器備品のリースおよび仕入 役員の兼任	社用資産の一部貸与	(注1) 26,889	—	—
子会社	東海ハウス(株)	直接 92.7%	リース用資産等の購入 役員の兼任	リース用資産等の購入 (注2)	(注3) 1,347,242	買掛金 未払金	6,520 161,148

(注) 1. 賃貸料については、市場価格などを勘案の上、決定しております。

2. 取引条件の決定にあたっては、子会社以外からも複数の見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して、発注先および価格を決定しております。

3. 当事業年度における年間の購入高であります。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,052円82銭
1株当たり当期純利益	90円77銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東海リース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 秀 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海リース株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

東海リース株式会社 監査役会
常勤監査役 神武 勇 二 ㊟
社外監査役 櫻井 信之 ㊟
社外監査役 西野 但 ㊟

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東海リース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 秀 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海リース株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部検査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

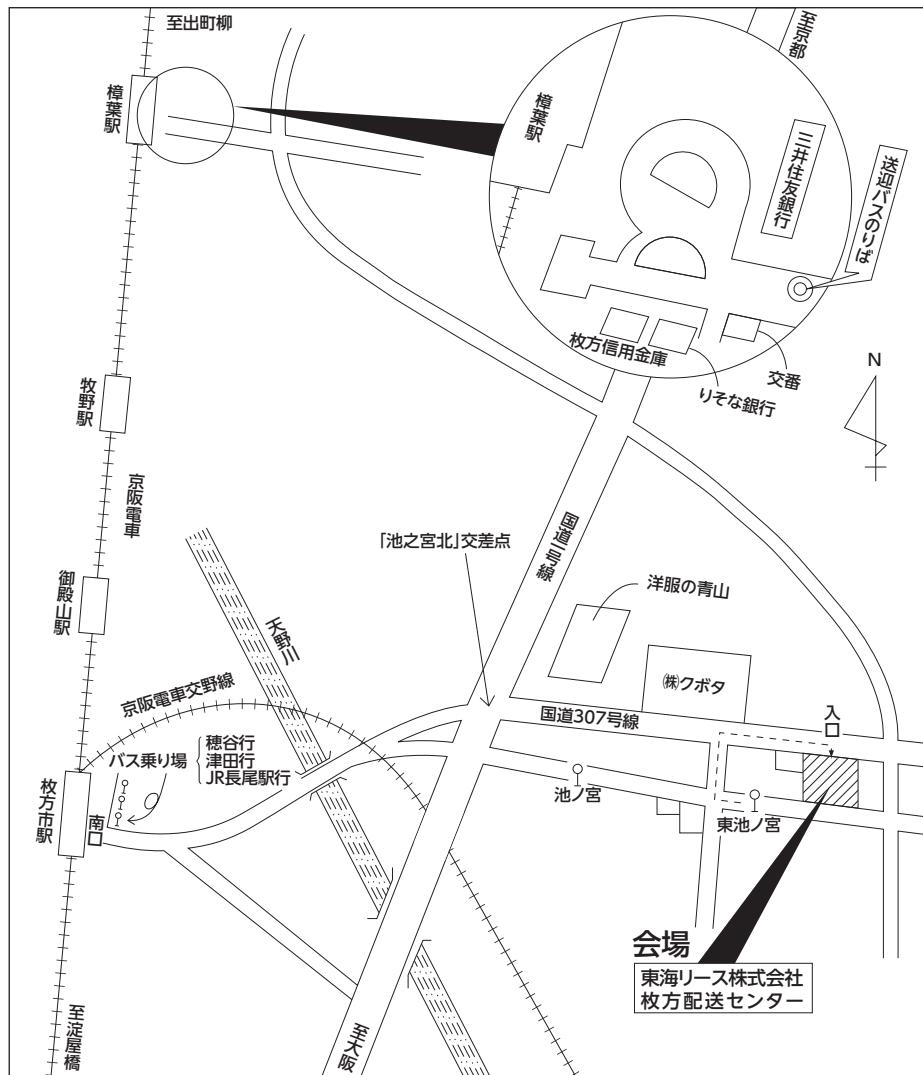
2021年5月28日

東海リース株式会社 監査役会
常勤監査役 神武 勇 二 ㊟
社外監査役 櫻井 信 之 ㊟
社外監査役 西野 但 ㊟

以上

<MEMO>

(株主総会々場ご案内略図)



会場所在地 大阪府枚方市池之宮4丁目9-1
電話番号 072-848-8101

京阪電車でお越しの方には、樟葉駅で降車していただきますと下記のとおり
駅前から送迎バスを運転しておりますのでご利用ください。

発車時刻 午前9時20分

UD FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

2021年6月23日

株主各位

会社名 東海リース株式会社

代表者名 代表取締役社長 塚本 博亮

(コード番号 9761 東証第2部)

招集通知記載事項の一部修正について

当社「第53回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正いたします。

記

修正箇所

27ページ

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(2021年3月31日現在)

(注) 1. 当該事業年度中の監査役の異動

②第52回定時株主総会(2020年6月26日)において退任

<修正前> 常勤監査役 田代 勝

<修正後> 常勤監査役 田伐 勝

以上